

# チェックしてみよう 日本の年金

～思わぬボーナスが入るかも…～（前篇）

## ①実はもらえるかもしれない、日本の年金

皆様の多くは老後の生活に向けて年金制度に加入し、毎月年金保険料を納めていることと思います。年金は社会保障政策の一環として各国で実施されており、通常日本企業の駐在員の方であれば厚生年金などの日本の年金制度、カナダに移住された方であればカナダの社会保障(Social Security)制度に加入します。今回ご紹介する内容は、現在カナダ在住の日本人(現役の方、退職されている方)向けの日本の年金についてのお話です。

カナダへ移住する前、日本に住んでいた頃に厚生年金、国民年金、共済年金へ加入していた方は少なくないと思います。しかし数年間程度の短い間の加入であったため、現在は「覚えていない」「もらえない」「自分には関係ない」とお考えの方が多いのではないのでしょうか？

年金は将来の老後の生活のため、若くて働ける現役時代のうちに少しずつ自分のお金を積み立てていく法律に基づいた国の制度です。たとえ昔のことでも、また短期間の加入で積み立てた金額が小さくても、年金保険料として支払った記録はしっかりと保管されており、必要な手続を踏めば積み立

てた額に見合った年金を受け取ることができます。でも「年金は長期間加入して保険料を払い続けないと、もらえないのでは？」とおっしゃる方がいるかもしれません。確かにその通りなのですが、海外在住の方は短い加入期間でも受給できる場合があるのです。

## ②日加年金の概要

カナダの社会保障(年金制度)にはOAS (Old Age Security) と CPP (Canada Pension Plan) があります。OASはカナダ国内に居住しているカナダの市民権を持つ人を対象に65歳から支給される制度です。一方CPPは就労者が支払う年金保険で、給与所得者は本人と企業が折半しまた自営業者は全額本人が保険金を支払い、65歳から(場合によっては60歳～64歳から)受給できる年金です。

日本の年金制度ではOASに相当するものとして国民年金、またCPPに相当するものとして厚生年金、共済年金があります。日本の年金の場合、受給要件として各年金を通算して25年間の加入が必要です。

## ③海外在住者が注目すべき点

ただこの日本の年金の受給要件である加入期間25年というのはあくまでも原則であって、加入者の年齢、年金の種類、所得、等の状況によっていろいろな例外規定があります。その一つが海外在住者に関するものです。海外に居住するとその間、たとえ保険料を支払わなくても加入期間に含めることができるのです。具体的には次の2つの制度によるものです。

①日加それぞれの年金加入期間を通算できる日加で締結する「社会保障協定」によるもので、カナダで就労して社会保障(CPP)に加入するとその期間を日本の年金加入期間と通算することができます。例えば日本でサラリーマンとして厚生年金に3年間だけ加入し、その後退職してカナダへ移住して社会保障に25年間加入したとすると合計加入期間が28年間となりますので、日本の厚生年金を受給することができます。

いかがでしょうか？多くの方がカナダでも就労してCPPに加入されているので、該当するかもしれません。

2つ目の制度については、次号にてご紹介致します。

